

令和6年度企画提案型がん対策推進事業募集要項

1 目的

がんになっても尊厳を持って安心して生活し、自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、民間団体が行うがん患者や家族の支援に関する取組などがん対策の推進のための取組を支援します。

2 応募対象団体

茨城県内に活動拠点を置き、活動を展開する、以下の要件を満たす団体とします。

- (1) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること
- (2) 政治的活動または宗教的活動を主たる目的としていないこと
- (3) 公序良俗に反する活動を行っていないこと
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと
- (5) 代表者が明らかであること
- (6) 会計経理が明確であること
- (7) 本事業の目的及び内容を理解し、誠実に事業を推進することに同意する団体

3 募集する事業

- (1) 団体等が実施する、がん患者や家族の支援に関する取組や、がんに関する講演会の開催、がん予防・がん治療に関する冊子等の発行、がん患者の体験談を県民に広く周知する活動等、茨城県のがん対策の推進のための取組とします。
- (2) 応募は1団体につき1提案までとします。
- (3) 複数の団体が連携・協働して実施する活動も対象とします。
- (4) ①から⑤の事業は、補助対象から除きます。
 - ① 政治活動や宗教活動、営利事業を目的とし公共性を欠くもの
 - ② 事業の効果が特定の個人または団体に帰属するもの
 - ③ 国や県、市町村等の助成を受けて実施するもの
 - ④ 補助（助成）事業
 - ⑤ 既存の事業（テーマを変更しただけの定例会など）

4 事業実施期間

対象事業として決定した日～令和7年3月31日まで

5 募集・補助金等

- (1) 補助団体数：10団体程度
- (2) 補助額：1団体につき10万円を上限（ただし、効果的な取組で、事業規模の大きいものについては30万円を上限）とし、応募のあった事業内容の審査結果に基づいて決定します。
- (3) 補助対象経費：次の経費のうち、交付決定日以降に支払った経費で当該年度内に経費支出が完了するもの。（補助対象事業との直接関連がある経費で領

収書等により支払いの証明ができるものに限ります。)

ただし、イベント等の参加料など事業実施に伴う特定の収入がある場合は、その額を限度に補助対象経費から控除します。

【対象経費】

経費区分	内容
報償費	<ul style="list-style-type: none">講師謝金 注) 自団体以外の講師を外部から招聘する場合に限ります。 注) 宿泊費は遠隔地からの招聘のため日帰りが難しいなど合理的な理由がある場合以外認められません。 注) 物品(金券等含む)や菓子折りなどの謝礼は経費として認められません。事業に必要な専門家等への謝金、デザイン料 注) 自団体の役職員・構成員に対しては認められません。 注) 必要に応じて、契約書等の添付を求める場合があります。
旅費	<ul style="list-style-type: none">招聘する外部講師や事業に必要な専門家等への交通費、また、これらの方との打ち合わせ等に要した交通費、事業に係るスタッフの交通費及び旅費 <p>【限度額】原則、公共交通機関を利用し、合理的経路による実費相当額(エコノミー料金)とします。</p> <p>注) いわゆる「お車代」は認められません。</p>
需用費	<ul style="list-style-type: none">消耗品費: 事業実施に直接必要な材料代や書籍、事務用品等の購入費印刷製本費: 啓発チラシや冊子、報告書、資料等の印刷費 注) 団体の定期的な刊行物や団体の広報誌は対象となりません。食糧費: 外部講師、専門家等用の飲料費、食事代(講演等が1日に渡る場合) 注) 自団体の役職員・構成員、イベント等の参加者に対しては認められません。
役務費	<ul style="list-style-type: none">通信運搬費: チラシの発送、機材の運搬等に要する経費 注) 電話代やメール等の通信費は、個別契約するなど、事業の直接経費であると明確に分かる書類の提出が無いものは認められません。 注) 団体の定期的な刊行物や団体の広報誌の送料は対象となりません。保険料: 事業の実施に必要な保険料手数料: 補助対象経費支払いに係る払込手数料等広告料: イベント等を周知するための広告料
使用料・賃借料	<ul style="list-style-type: none">講演会等の開催に必要な会場費(付帯設備を含む)、車両等のレンタル料 注) 下見・準備・リハーサルに要する会場費は認められません。
委託料	<ul style="list-style-type: none">託児委託など事業実施に必要なと思われるもの

【対象外経費】

- ① 食事代（招聘する外部講師等は除く）、菓子代、人件費、備品購入費
- ② 会員への手当（旅費は除く）
- ③ 団体の運営管理費（会報等の印刷費、定例会の会場使用料、事務所の維持費等）
- ④ 団体の会員のみを対象とした定例会などの会議に要する費用
- ⑤ 事業を実施する際の打合せ会議や下見・準備・リハーサルに要する経費（旅費は除く）
- ⑥ 会議、学会等の参加費、研修受講料、旅費等
- ⑦ その他、補助対象事業との関連性がない経費

6 応募方法・期限

(1) 応募受付期間

令和6年4月26日(金)～令和6年5月24日(金)

平日午前9時～午後5時（土日祝日の受付は行っていません。）

(2) 応募方法

メールまたは郵送（必着）（電話での受付は行っていません。）

※メールに添付するファイルの容量は10MB以内としてください。

また、メールでの提出の場合は、メールの受信確認を問合せ先あてに電話によりお願いいたします。

(3) 提出書類及び部数

① 令和6年度企画提案型がん対策推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ提出してください。

② 提出部数 1部

各様式（WordまたはPDF）は、茨城県のホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/sogo/yobo/cancerprop/kikaku.html> からダウンロードできます。

③ その他（任意の提出）

団体の概要、その他参考となる資料等

(4) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県保健医療部疾病対策課がん・循環器病対策推進室

電子メール ka.akiba@pref.ibaraki.lg.jp

7 審査基準等

選定委員会において審査のうえ選定するとともに、補助額の決定を行います。なお、採択された団体には、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、不採択となった団体には、補助金交付不採択通知書（様式第3号）により申請者に通知します。

（参考）令和5年度企画提案型がん対策推進事業審査項目

項目	主な審査内容
① 実施主体	・県内で活動を行っている民間団体であり、その活動が主体的に実施されていること。
② 事業の内容	・茨城県のがん対策の推進に資する事業内容であること。 ・事業内容が、特定の個人のためではなく、広く県民に向けたものであること。 ・具体的な提案内容であること。
③ 事業の執行	・必要な予算が適正に見積もられていること。 ・スケジュールが明確であること（但し実施時期までは求めない）。
④ 新規性	・がん対策の推進において新しい視点や発想があること。

8 補助金の交付等

補助金は、事業終了後に提出していただく実績報告書を審査して額を確定した後に、口座振替により精算払いします。なお、県が必要と認める場合は、交付決定額の9割を限度として概算払が可能です。

また、補助事業の実施にあたり、「令和6年度企画提案型がん対策推進事業」の補助金の交付を受けていることを明らかにしてください。

以下の文言を事業で用いるポスター・チラシなどの印刷物や、事業で作成する冊子などに表示してください。

(例)「この事業は、茨城県の令和6年度企画提案型がん対策推進事業からの補助金を受けて実施しました。」

「この事業は、茨城県の令和6年度企画提案型がん対策推進事業からの補助金を活用して行っています。」

「この冊子は、茨城県の令和6年度企画提案型がん対策推進事業からの補助金を受けて作成しました。」

9 活動実施後の報告等

(1) 事業完了後1ヶ月以内又は、令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）により活動内容を報告するとともに、収支決算書を提出してください。

(2) 補助事業に伴う補助金収入は、消費税法上不課税となります。一方、補助事業者が消費税の課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について消費税法上の課税仕入れを行った場合には、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっています。そのため、補助対象者が消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないこととなります。

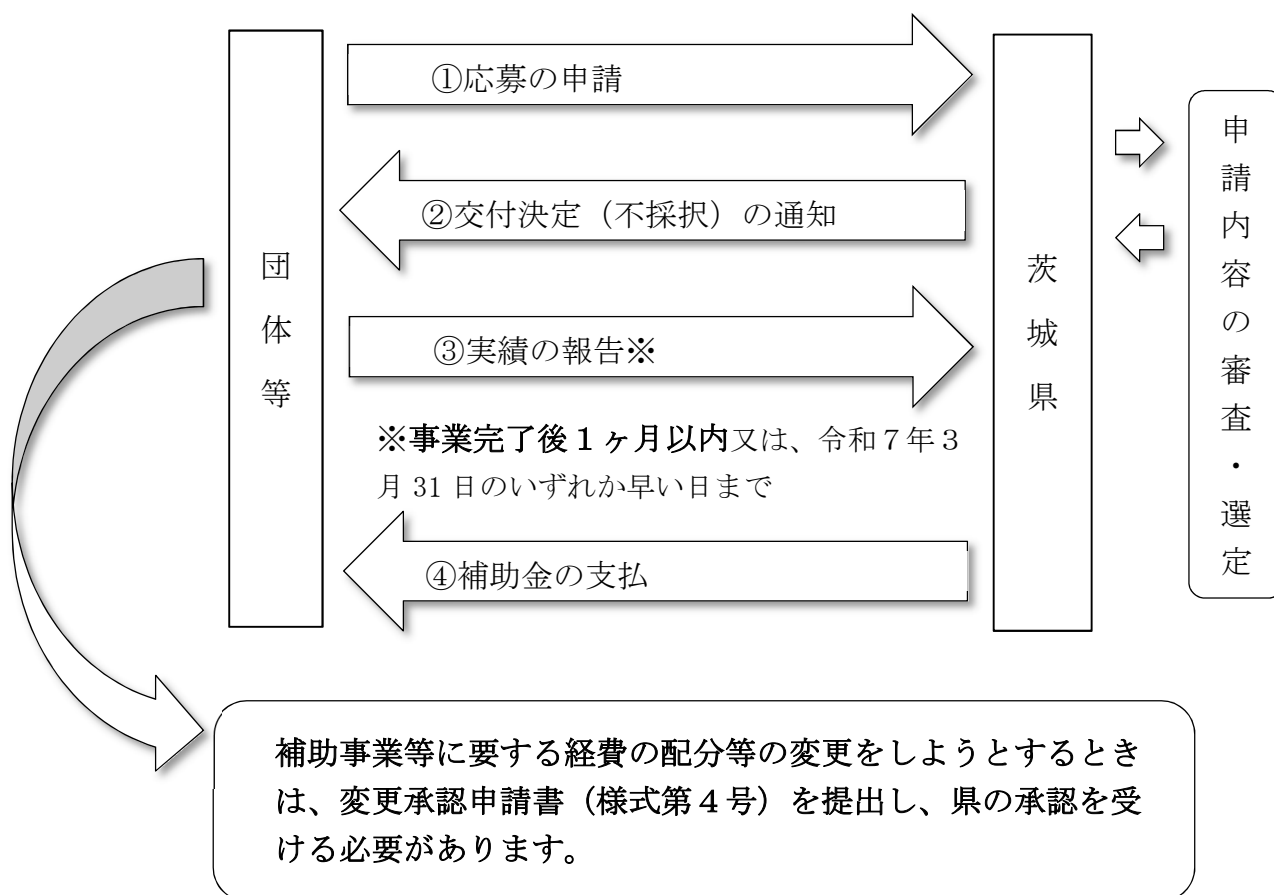
このため、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第10号）を提出してください。

なお、消費税の申告義務がないなど返還額が発生しない場合でも報告は必要となります。

10 注意事項

- (1) 補助金交付決定後に事業内容等に変更が生じることがないように、提出書類は十分に検討したうえで作成してください。また、提出書類は補助の適否を決定する資料になりますので、内容は詳細に記入してください。また、提出後の修正には応じられません。
- (2) 補助金の交付決定前に着手または実施する事業は、補助対象外となります。また、補助決定後にこの事実が判明した場合は、補助取消となります。
- (3) 応募書類は、審査以外には使用しません。また、採択の可否にかかわらず返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 申請額を減額して交付決定することがあります。
- (5) 選定内容に関わるお問い合わせには、応じられません。

11 手続きの流れ



<お問合せ先>

茨城県保健医療部疾病対策課

がん・循環器病対策推進室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-3224 / FAX 029-301-3239